



## CONTENTS

### Farewell

退職にあたって  
退職を迎えて

吉川 義春 2  
山口 幸二 5

### New face

Recollections from a First Semester at Ritsumeikan University

アルバート・ティン 8

### Reserch Project

国際シンポジウム「人間の安全保障と国際社会のガバナンス」開催

倉田 玲 10

### My Book

紺碧の天空、極貧の地上

自著を語る『民主化以後の南コーカサス 戦略的利益と民主主義理念の相克』（多賀出版、2005年）

西村めぐみ 14

### Departure

新たな旅立ちに際して

廣峰 正子 16

### Media Coverage

学会・研究活動報告

17

## 退職記念

Farewell

## 退職にあたって

吉川 義春 YOSIKAWA Yosiharu

法の天才はいない。著名な画家、彫刻家や音楽家などの芸術家の幼少期からの天分の豊かさは古来から知られているし、昨今では数学の天才も喧伝されている。そこかしこに法天狗を散見するが、法の天才は寡聞にして聴いたことがない。それに悲しいかな法学、裁判に関する限り学説、判例も権威も時代の経過とともに移ろい陳腐化して地に落ちていく。

まして、現在は、消費者の嗜好に迎合して技術イノベーションを競い、企業は数ヶ月が利益率の勝負であるとして、次々に目先を変えた商品を産み出し、昨日の新製品は今日使い捨てとなる時代である。法学説や判例の使い捨てもその例外ではない。

では、何故に法を学びこれに生涯を捧げるのかと問われて、今日これによく応えうる見解を見い出すことは困難である。

私も、もとより凡庸の例に漏れず、法学にかすかに興味を覚えたのは中学が高校時代であり、正義感ないしメサヤコンプレックスに駆られ、救いのない弱者や悩める人々の救済の欲動のはけ口や代償として法学、司法の仕事を知ったことに始まる。



裁判官当時の筆者

時を経て、当時は家豊かならず国家公務員として働きながら勉学に努め、法学部に学んだ。当時、末川博先生の例の「未来を信じ未来に生きる」というお話を折に触れお聞きした。卒業後、大学院への進学を断り、司法修習生を経て、1925年に内閣から裁判官（大阪地裁判事補）に任命され、いよいよ裁判の仕事 시작했다。裁判所は古めかしいがどっしりとした赤煉瓦の威風堂々たる建物であった。が、塔に大正期まではいたという驚の姿は、さすがにもうなかった。それでも、事件には、戦後大改革前の残滓が散見され、墨で書かれた判決書、供述調書なども記録に綴られていたりもした。



大阪高等地方裁判所赤レンガ旧庁舎（後景は新庁舎新築工事中）

その年に鋼財会社の代表取締役が息子の専務取締役に手形振出を任せきりにしていたとして、その損害賠償責任を追及する事件を担当した。これが後に取締役の第三者に対する責任のリーディングケースとなった昭和44年の最高裁大法廷判決（最判昭44・11・26民集23巻11号2150頁）の一審判決（大阪地判昭38・1・25判時398号33頁）である。

ちなみに、この事件の被告は「瀧瀬」と書くが、最近「これはコウケツと読むんだ」と得意げに報告した学生がある。その際は言葉とがめはしなかったが、ほんとうは「キクトチ」と読む。相当に難読で私とて被告本人尋問で聴き分かったまでのことである。今日ではこの氏名を正しく読める法曹人など事件関係者は存命でないかもしれない。

さて、当時は、取締役の第三者に対する責任に関する判例学説は少なく文献類も乏しかった。そこで、これを契機に私の取締役の第三者に対する責任の研究が始まった。

主として判例を中心として学説、沿革、比較的研究を行っていった。1961年から恩師塩田親文教授のご指導ご配慮のもと民法雑誌に総合判例研究「取締役の第三者に対する責任」（共著）の連載を始めた。そして、これは1968年有斐閣の総合判例叢書商法（11）に集大成して上梓し、その翌年1969年に上記の最高裁大法廷判決が公にされたが、そこにはこの判例研究の成果が多く議論され採用されていた。これに驚きもし、少なからぬ感銘を受けた。

その後、取締役の第三者に対する責任はもとより、その他、折に触れ、会社法、商法、手形小切手法、民訴法、民法等の研究を続け、判例研究、論文等を発表している。



昭和60年 商法研究会



なお、ずっと後になってその後の継続した研究をまとめた「取締役の第三者に対する責任」で本学から学位を授与された。

一方で、その間、民事事件を中心として裁判官の仕事が続けた。大小様々な事件を担当し、法と人と現実社会との矛盾に骨身を削る苦心の連続であった。法廷や裁判所に集まる人々と机上に山積される事件記録に忙殺され、悪戦苦闘したのである。

京都君が代住民訴訟（京都地判平4・11・4判時1438号37頁）、勤労会館使用不許可事件（京都地判平2・2・20判時1369号94頁）、食料費返還住民訴訟（大阪高決平8・11・22判時タイムズ927号115頁）、知らぬ間の借金相続事件（大阪高決昭54・3・22判時938号51頁、判夕380号72頁）、一票の価値事件（大阪高判昭59・11・27、29、30行集35巻11号1846頁、判時114号7頁）、河川の流路変更と境界確定事件（宮崎地判昭57・4・19判夕476号135頁）、除斥期間と不法行為責任（福岡高宮崎支判昭59・9・28判時1159号108頁）その他、フランス製薬会社とアメリカ製薬会社が争ったジュネブ・マンネブみかん農薬特許事件（昭和40年当時の訴額数百億円超）、岸和田だんじり祭不参加の約束履行の損害賠償請求事件、ビル屋上の広告塔と建物の一部占有による第三者異議事件、破綻主義と有責主義の狭間の離婚事件などなど次々に思いつくままに拾い上げて枚挙にいとまがなく、書ききれない。

2001年定年退官とともに大学に転じたが、就任早々から、ストレスと疲れがでて体全体に激しい疼痛が走る慢性疲労シンドロームで、数ヶ月はとても満足な活躍ができる状態ではなかった。その失意の時期を、講義、ゼ



ミに専念してなんとか乗り切り、次第に体調が回復するとともに実に様々な分野の講義を担当した。担当科目を挙げると、(法学部関係) 会社法、有価証券法、商法ゼミ、比較法セミナー、法学入門、現代社会と法、(大学院関係) 民法法総合講義、商法(総則、会社法、有価証券法)、特別演習(商法、経済法、会社法)、特別講義(研究コース指導)、(ロースクール関係) 要件事実と事実認定、商法演習、民法法訴訟法演習、民法法総合演習(商事法分野)、公法総合演習などである。まさに総花的で、授業準備、講義のレジメ教材作成などに日夜忙殺されて、なんら纏まったこともできずに今日、ここに定年を迎える羽目になった。当初の思い描いた理想とはほ

ど遠く、世は大学間の競争時代、教育の工夫と講義準備に追われたあつという間の5年であった。救いは、懸命に打ち込んだという満足感と、様々な学生諸君に出会い楽しいひとときを過ごしたことである。これが今は懐かしく、望外の喜びである。

去年の賀状にこう書いた。

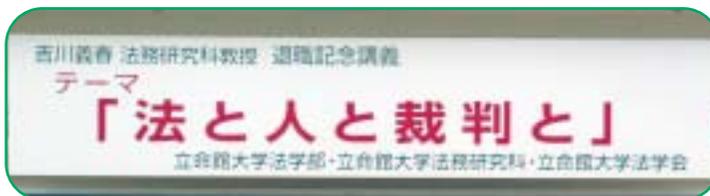
「竹影掃階不動塵」

人生一歩一歩どの部分も/後日的手段ではない/毒薬混在の世界を気負いもなくただ歩く/その時、その日が絶対の一歩だ/仕事も勉強も、無心で一瞬に全力で打ち込む/無となりなり果てて一塵の痕跡も残さない/竹の月影が階段を掃くように。と。

学説や判例いな法自体でさえ日々に疎く、世事万端のすべてと同様に移ろいやすい。時代にも人にも忘れられ使い捨てになっていく。誰れしも若い日はあった。それを思い、ここに過去の業績や経歴職歴をあげつらってみても所詮せんないことである。俗に、死んだ子の年を数えるというように。

了事の凡夫として、ひたすら手を垂れ、頭を下げて歩く。我は不矯ぞ彼は慢と心で唱えながらこのように歩いた聖人もいたという。とてもこのようにはできないが、少しでもその境涯に近づきたいものである。

(よしかわ・よしはる 商法)



最終講義風景

## 退職を迎えて

山口 幸二 YAMAGUCHI Koji

16年半勤めた前任校（大阪外国語大学）から1988年10月に転任してきて、はや17年半が経った。この間の大学をとりまく状況は大きく変化した。明治期、戦後に次ぐ変化かもしれない。1991年の大学設置基準の「大綱化」以降、「大学改革」は来るべき未来に向けての大学像を見い出せないまま漂っているように見える。最近のわが立命館大学もまたしかりである。

国立大学の独立法人化は、前任校でもありまた学部学生時代を過ぎた大阪外国語大学と大阪大学の2007年統合という事態をもたらした。前者は後者の一学部となる。「国の交付金が年々減り、多言語教育の維持が難しくなっていた」（朝日夕刊、2005年12月21日付）らしい。統合後の名称は「大阪大学」だそうで、かくて私の母校の名は消え失せる。

わが立命生活での最後の一時金の少なからぬ部分は、明確な説明と「合意」のないまま消え失せようとしている。

このような時期に大学を去るのは、とても複雑な心境である。自らの非力と「諦観」と寂寞感と安易なノスタルジーが交差する。

一昨年の川上（フランス語）、昨年の山本（英語）両先生に続いて語学関係では3人連続で退職ということになる。この3人は公私



『ことばとそのひろがり（4）』  
インタビュー中の筆者

共に近しかっただけに、やはりひとつの時代が過ぎたという感じである。川上先生によると私の来る以前、広小路学舎のころ、外国語の先生達は気ままに小説を読む会をやったり、ビリヤードなどを楽しんでおられたらしい。私にはついぞそういう機会は訪れなかったが。

立命館では出発点となった事柄に関わったことが多い。1986年他の大学に先立って留学生特別入試を行ない、層として留学生を受け入れた。実はこの本学留学生教育の歴史的な初年度私は非常勤講師としてその留学生の日





ラングーン外国語学院学生と  
(1976 ビルマ)



大阪外大研究留学生と  
(1984)



大連外国語学院で赴日研究留  
学生の予備教育にあたる  
(1988)

本語教育に携わっている。まさか1年半後にここに来るとは思わなかったが、大阪外大では比較的裕福でエリートである国費の研究留学生に接していたため、立命館大学最初の60数名の学部留学生（中国、台湾、韓国、マレーシア）との接触は、私に少なからぬ変化を与えたようだ。大阪外大では文部省留学生である故、1972年の「日中国交正常化」以降台湾の学生はいなかった。台湾への関心はこれ以降である。

1988年から今のSKPにつながる短期交換留学生受け入れが始まり、翌1989年から現CLAの事業につながる留学生5週間受け入れプログラム（サマープログラム）が始まった。

1992年の国際関係研究科設立時には留学生院受け入れ、2003年の言語教育情報研究科の立ち上げ等はそれぞれに新しい経験であった。この間日本語専任担当者は2人から6人になった。何はともあれ、法学部に日本語教育の担当者が配属されるとは法学部の歴代の先生達も「想定外」であったろう。

1994年には社系（法、経済、経営、産業社会）4学部を対象に初めて「言語学」が開講され、2003年まで担当した。初年度の受講登記者二千二百余名、レポート提出者（次年度以降は試験）千八百余名、茫然自失。この夏は採点のみで終わる。言語に関心が集まるときは世の中あまりいい時代ではない。留学生以外の法学部の学生との接触はこれ以外あまりないが、何人かは研究室を訪れてくれたりした。特に社会人学生はとても熱心であったと記憶している。

国際言語文化研究所と言語教育センター（当初は外国語教育委員会）に分離するのは1989年であったが、その母体は今では知人ぞ知る「外連協」（外国語科連絡協議会）であり、そこに「日本語」が入るのは初めてであったし、わずか半年であった。

その国際言語文化研究所に1995年度から3年間専任研究員であったが、この研究所が二人の専任研究員を持ったのは、後にも先にもこの期だけであった。この期の所長の西川長夫、児玉徳美両先生からは、国民国家、多文



万里の長城で  
(1988)



関西地区大学対抗  
留学生日本語ディベートコンテスト  
(1992)



本学国際関係研究科の留学生と  
(1994)

山口幸三 法学部教授 退職記念講義

## ことばは誰のものか

— 開かれた「ことばと文化」に向けて —

立命館大学法学部・立命館大学法学



化・多言語問題で多くのことを学んだ。元法学部所属の児玉先生とは言語問題で共感するところ多く、少数者言語問題などいくつかのシンポジウムなど開催したことは、駆け抜けてきた立命生活の中で私のオアシスとなっている。

2000年、法専門の先生方はロースクール設立準備で多忙であった故(？)、私ごときが教職員組合の執行委員長を引き受けさせられた。APU開学式で「日の丸」が掲げられ、私がこの大学で見た初めてのそれであった。ほぼ組合の仕事が終わったこの年の12月暮れ胃潰瘍で1か月の入院とあいなった。当時の木田融男書記長、現在の困難な時期に今度は執行委員長に・・・頭が下がります。

大学というところは人と人の出会いの場でもある。思わぬところで思わぬ人たちに出会

う。例えば仕事で行った海外で本学の卒業生(日本人学生、留学生を問わず)に出会う。またそこから人の輪が広がる。そういう経験が少なからずあった。今までの多くの出会いを大切にしたい。

最終講義の後いただいた花束とメッセージの中のある非常勤の先生のことばに「1クラスで始まった短期留学生プログラム、あの頃の試行錯誤が懐かしいです。ずっと山口先生がこのプログラムにおられることが私の『安心』でした」とあった。ちょっと気恥ずかしいですが、ありがたいことです。非力ではあったが、少なくとも人に不安感を与えていなかった。

一応、最低限の与えられた責務は果たせたのではないかと思います。

多謝。

(やまぐち・こうじ 日本語/言語学)



1月13日 最終講義での一幕

## 新任紹介

## New Face

Recollections from a First Semester at  
Ritsumeikan Universityアルバート・ティン *Albert TING*

As part of the joint efforts by Ritsumeikan University ("RITS") Faculty of Law and the American University Washington College of Law ("WCL") to promote the exchange of legal scholarship between the United States and Japan, the two schools initiated a plan to recruit a new law graduate for the RITS Faculty of Law. I was recommended for a lecturer position as a law student by my professor and WCL Law Clinic Director, Professor Elliott Milstein. I was honored and delighted when the distinguished Law Faculty offered me the position to build a bridge between the two schools and to teach RITS students a range of legal topics like U.S. Constitutional law, Anglo-American legal institutions, and English legal reading and discussion. After completing one semester at RITS, I am happy to share my thoughts about RITS with you.

### (1) Ritsumeikan University Offers Numerous Opportunities to Learn Comparative Law

In my view, RITS offers many unique resources to learn law from a comparative perspective. My interest in Japanese law and society developed after I took a university class on the development of modern Japan. While my knowledge of Japan was limited to the class and the expanding cultural influences of manga, anime, and sushi in the United States, I harbored a desire to come to Japan and experience it myself. Teaching law in Japan is an experience I will never forget. There is perhaps no better city than Kyoto to learn firsthand about the complexities of the Japanese language, its customs, and its laws. My family and I enjoyed visiting the temples and shrines (e.g., Ryoanji and Kinkakuji) located near the Kinugasa campus. My understanding of Japanese history and human rights law was enhanced by a visit to Ritsumeikan University's Kyoto Museum for World Peace, the first museum established by a

Japanese university to learn about the tragic effects of war. At the museum, I learned about the university's own role during the war and the university's noble attempts to learn from the past and promote the dual aims of freedom and democracy.

The current work of RITS Faculty of Law scholars promotes these two aims, as well as the rule of law. Given the many opportunities for faculty and students to collaborate on legal projects and learning, it is no surprise that such a wide range of Japanese and international academics make RITS their destination. In my first few months at RITS, I have the clear impression that RITS' legal community is working hard to develop the Japanese law school system and to enhance legal education not only at Ritsumeikan, but all over Japan. I met many legal colleagues who are renowned in their respective areas of constitutional law, administrative law, civil procedure, international human rights, business law, and so forth. I also had the privilege to meet prominent visiting scholars from all over the world, like the former Judge of the European Court of Human Rights, Dr. Georg Ress.

### (2) My Thoughts on Teaching Law in Japan

My primary responsibility as a Lecturer in the Faculty of Law is teaching undergraduate and graduate students in English. At the beginning of

the semester, language was the main obstacle. I found some Japanese students hesitant to speak English in class. Through the translation help of my teaching assistants and the use of in-class debate sessions, group games, and small discussions, I found that students increasingly overcame their initial embarrassment over using a non-native tongue. While I still struggle to improve my Japanese, my students make valiant efforts at improving their English skills. I also noticed that there is a strong interest among my students for learning about foreign laws, and American law in particular. They struck me as being highly motivated to learn about law from the American perspective. Many of them share my view that law is a mechanism for challenging social, political, and economic injustice.

My approach to teaching is taken not just from my experiences in the U.S. but also from my RITS peers. I observe that professors in the Faculty of Law integrate history and other social sciences with the law to emphasize their interrelatedness, so that students are studying law while they are reading literature that relates to the law. In my view, professors are more willing to cross disciplinary boundaries than many law professors in the United States. This has powerful implications for the student body. In an informal survey of my undergraduate law students, I found that my students have interests ranging from political science to international law, international business, history, linguistics, and even poverty. Since teachers are willing to cross disciplinary boundaries, learning at RITS is multidisciplinary and integrated. Similarly, I want my students to leave my classes with a better understanding of the historical and contemporary context of current legal debates in the U.S. American Constitutional law and the legal system are messy and complicated, and I supplement classroom discussions with legal history to present the bright sides and dark sides. My hope is that students will take away a multidisciplinary and well-rounded education that will assist them in their future endeavors.

### (3) My Current Research and Academic Support Network

My research at Ritsumeikan focuses on

American and Japanese constitutional and human rights law in a comparative perspective. I am particularly interested in how immigration laws and policies shape and reflect national identity and citizenship, especially in the U.S. and Japan. As a law student at WCL, I counseled a political asylum applicant who arrived in Washington, D.C. from the African nation of Cameroon. In the process, I learned about complex and difficult issues relating to domestic U.S. refugee law and the immigration court system. I gained further knowledge about the international human rights regime while preparing to lodge a petition with the Inter-American Commissioner for Human Rights located in downtown D.C. and interning at the United Nations High Commissioner for Human Rights in Hong Kong. This month, I plan to attend a conference sponsored by the American Immigration Lawyers Association in Chicago, Illinois and visit colleagues at the University of California at Los Angeles School of Law.

I am also readily available to offer English language and other academic support to the faculty, and I look forward to making myself ever more useful in the near future! I assisted professors with editing their respective journal articles and have enjoyed discussing their articles with them. Professor Masahisa Deguchi, who coordinates the annual International Symposium of Procedural Law, kindly recruited me to assist him with hosting visiting scholars. This is a great opportunity to learn about civil procedure in a number of different countries.

### (4) Concluding Thoughts

Teaching, researching, and collaborating with the community at RITS is enlivening, and I am optimistic about building stronger ties between the legal communities in the U.S. and Japan. There is no short supply of camaraderie between the students, faculty, and staff at the law faculty of Ritsumeikan University. As each day ends with a friendly gesture from my peers, I bid you in my very humble Japanese, "Otsukare-sama-desu"!

Note: I thank my wonderful teaching assistants, Michiko Okada and Yusaku Ippongi, and the faculty and staff of the Faculty of Law for helping me adjust to life in Japan.

( Albert TING 移民法 )

Research  
Project

## 科研プロジェクト報告

## 国際シンポジウム

## 「人間の安全保障と国際社会のガバナンス」開催

倉田 玲 KURATA Akira

法学部と法科大学院の総力を結集すべき大型プロジェクトとして、社会科学の分野では格別の規模で文部科学省科学研究費補助金（基盤研究（S））の交付を受けている研究課題「グローバル化時代における国際犯罪と人間の安全保障に関する総合研究」（2002～2006年度）は、最終年度の到来を目前に控え、いよいよ研究成果の刊行準備が続々と本格化される段階を迎えている。ここに至るまでには、関連資料の収集作業や海外各地の渡航調査のほか、特筆すべき事項として、いずれも師走の開催となった3年連続の大規模な国際シンポジウムがあった。2003年12月の「国際組織犯罪と人間の安全保障」、2004年12月の「グローバル化と人間の安全保障の現段階」、そして昨年12月17日（土）と18日（日）に開催された「人間の安全保障と国際社会のガバナンス」である。

このうち本誌第42号9頁以下に拙筆の開催予告記事を掲載していただいた昨年末の国際シンポジウムは、全国各地に記録的な豪雪をもたらした厳冬のさなか、とくに会場への交通にあたって、くまなく凍結した路面や寒風の次元を超えた吹雪に困難をもたらされながら、それでも「人間の安全保障」に直結するような出来事はなく、無事に終えることができた。多忙時の悪天候を押して参加され、今回の成功を支えられた皆さまに対して、お礼を申し上げなければならない。

今年度のシンポジウムの内容については、やがて邦語の書籍として公刊される予定であり、また、すべて英語で揃えられた会場配付

分の報告原稿であればA4判で300頁を超えるものだが、手元に保管している数十部のなかから差し上げることも可能であるため、ここでは簡略な概要のみ、鋭意お伝えしておきたい。なお、当然のことながら、このシンポジウム記録としての拙文は、すでにプロジェクトの統一見解が確立しているとしても、それを代表しようとするものではなく、また、いかなる意味でも報告者をはじめとする参加者の見解を代弁しようとするものではなく、個別的に言及を試みている部分も含め、すべて1人の研究分担者の私見にもとづくものである。それ以上のことは、率直に申し上げて、現在あたうところでない。

\* \* \*

等しく「人間の安全保障」を共通のテーマに掲げた過去2回のシンポジウムが「刑事」の課題を主軸に据えていたのに対して、今回のシンポジウムは、「人間の安全保障」をめぐる「国際」の領域の最重要課題を「国連改革」「人権」「環境」の3分野に展開したものである。このプロジェクトの研究代表者である上田寛氏（本学法科大学院教授）が総司会として開会を宣言された後、その紹介を承けて松井芳郎氏（本学法科大学院教授）が今回の開催趣旨を説明された冒頭の進行には、まさしく刑事法部門から国際法部門へと研究対象の重点を拡大してきた過去数年間にわたるプロジェクトの経過までもが的確に凝縮されていたように思う。

この趣旨説明では、いまま加速度的に進行している「グローバル化」の実態が

人間の安全保障と国際社会のガバナンス

— Governance of the International Community for Human Security —

正負の両側面をもつものとして把握され、負の側面に属する地球規模の貧困や格差に対処するにも、従来型の国際社会の骨格を形成してきた「主権国家システム」には限界があり、いまこそ現代の地球市民の立場から、「人間の安全保障」を確保するために、近代の「主権国家システム」を超えた「国際社会のガバナンス」を考えなければならない、という考え方が提示されていた。

そして、最上敏樹氏（国際基督教大学教養学部社会科学科教授）による総論報告「新たな概念の実体化：人間の安全保障とグローバル・ガバナンス」では、まずもって2つの基本概念の解析が試みられた。今回のシンポジウムのテーマに掲げられた両概念のうち、「国家の安全保障」に対置される「人間の安全保障」は、1980年代の平和研究に「領土防衛」の対抗概念として登場した「社会防衛」を実質的に刷新したものでありながらも、戦うべきでないということではなく、保護されなければならないということ唱えた点が斬新であり、1994年に国連開発計画の年次報告書に盛り込まれて以降、説明概念や記述概念としてではなく、目標概念や規範概念としてではあっても、特定の領域にとどまることなく広範囲に普及してきた根拠は、この意味での新しさに求められる。

また、「国際社会のガバナンス」と重なり合う「グローバル・ガバナンス」は、「文明の衝突」という言葉に象徴される終末予言が国際社会の構造的な分極化を唱えて人々の不安を掻き立てるばかりであるのとは対照的に、多元的かつ集合的な地球規模の「マネジメント」の可能性を構想するものである。「世界政府」としての「ガバメント」を語ろうとするものでなく、それから峻別されることで、トップダウンに縦列された支配の階層構造を含まない「ガバナンス」は、説明概念や記述概念として厳密に使用可能な程度の明確性をもつようには思われないが、これと同じく多数のプリンシプルやルールやメカニズムの包括概念である在来の「レジーム」という概念にも似た有用性を認められるだろう。少なくとも「国連改革」について、これを軍事大国に依存した「ガバメント」のモデ



高村ゆかり氏の報告の様

ルではなく、非軍事や非強制や非政府の契機を含み込んだ「ガバナンス」のモデルにおいて把握し、それによって「人間の安全保障」のほか、その要素として再定義されうる「人権」や「環境」との近接性を担保しようとするには、そこはかたない以上の希望ももてる。

\* \* \*

総論報告の直後に続いた第1セッション「人間の安全保障と国連改革」では、松井氏とともに今回のシンポジウムの企画立案から実施細目までを主導された大久保史郎氏（本法科大学院教授）と山形英郎氏（名古屋大学大学院国際開発研究科教授）が座長を務められた。ここでの報告は、高須幸雄氏（日本政府特命全権大使）の「人間の安全保障と国連改革」、クリスティン・グレイ氏（ケンブリッジ大学法学部リーダー）の「国連集団安全保障体制の正統性の危機?」、青井千由紀氏（青山学院大学国際政治経済学部助教授）の「人道的介入と国連改革：『保護の責任』概念の検討」、これら3本であり、早くも盛りだくさんとの印象を受けた。

外務省総合外交政策局国際社会協力部長や在ウィーン国際機関日本政府代表部特命全権大使を歴任され、「人間の安全保障」と「国連改革」を担当されている高須氏の見解は、『外交フォーラム』201号（2005年4月号）の特集「国連改革の機は熟した：いまこそ日本の外交力が試される」に寄稿された「内側から見た国連の課題」（40頁以下）などからも学ぶことができるが、今回のシンポジウムの報告では、先の国連サミットの成果文書にお

いても主要素たる位相を与えられた「人間の安全保障」とのリンクに改革の方向性が示されていた。この成果文書に「自衛」が盛り込まれていなかったことをも指摘したグレイ氏の報告は、ハイレベル委員会や事務総長の見解など、軍事面の「国連改革」をめぐる公式の言説を詳細に分析したものである。国家の「主権」を越えて国際的に「人権」を保障するため、軍事にかぎらない介入が必要となるという考え方は、昨秋の国連総会で採択された最終文書にも書き込まれていたが、青井氏の報告では、「保護の責任」という概念の使用例が綿密に検証されていた。

以上の3報告のほか、コメントとして、君島東彦氏（本学国際関係学部教授）の「国連改革と日本国憲法」と大芝亮氏（一橋大学大学院法学研究科教授）の「国連改革と日本の国連外交」があり、その後の討論では、最上氏も含めて、活発な意見交換がなされていた。そして、この討論の後には、衣笠キャンパスに程近いレストラン「花門」において、レセプションがおこなわれた。

\* \* \*

2日目の午前におこなわれた第2セッション「人権」は、予報を裏切ることのなかった寒波に見舞われ、会場への交通にも若干の支

障をきたしたものの、小林誠氏（本学国際関係学部教授）と徳川信治氏（本学法学部教授）が座長を務められるかたちで、滞りなく進行された。ここで報告されたのは、ジャック・ドネリー氏（デンバー大学大学院国際研究科教授）の「国際人権：普遍性の計画・展望・限界」、阿部浩己氏（神奈川大学法科大学院教授）の『『人間』の終焉：国際人権法におけるプレ・モダンとポスト・モダンの相貌』、アンドリュー・ドルゼムチェウスキー氏（欧州評議会）の「欧州人権条約体制：成功の影」の3本である。

このうちドネリー氏の報告については、デンバー大学のウェブ・サイト内に開設されている"Jack Donnelly's Home Page"にて、このシンポジウムの報告原稿に増補を施され、「人権の相対的普遍性」と改題された未発表稿（<http://www.du.edu/~jdonnell/papers/releuniv.pdf>）を閲覧することができる。阿部氏の報告では、「ガバナンス」よりも、むしろ「レジスタンス」の方に親和的な概念としての「人権」が語られていた。この報告については、第1セッションの青井氏の報告と併せ、山林智樹氏（元比較法研究センター研究員）から多大な協力を得て、会場での配付用に英語版を作成させていただいたことから、



第2セッションの討論中の模様  
左より江島氏、ゴン氏（本文では漢字表記）、ドルゼムチェウスキー氏、  
阿部氏、ドネリー氏、徳川氏、小林氏

この作業を通じての予習の段階も含め、学ばせていただくことが格別に多かった。ドルゼムチェウスキー氏の報告資料は、100頁を超える大部のものであるが、温厚な人柄を如実に反映した丁寧な報告は、欧州人権体制の機構面の要点から現時点の課題までを門外漢にも優しく、易しく提示してくれるものであった。そして、これらの報告に対するコメントとして、龔刃勅<sup>ゴンレントク</sup>氏（北京大学法学部教授）の「人権の国際的保護：アジアの特徴」と江島晶子氏（明治大学法科大学院教授）と「日本における『国際人権』」があった。

\* \* \*

昼食をはさんで2日目の午後に開かれた第3セッション「環境」では、初日のレセプションのメイン・ホストも務められた薬師寺公夫氏（本学副総長／法学部教授）と同じく国際法学者の西村智朗氏（三重大学人文学部助教授）が座長を担当され、昨年2月に発効したことから巷説にも取りざたされる機会が増えた国際連合の気候変動枠組条約の京都議定書を検討の中心に据えて議論が交わされた。ここで報告されたのは、桑原幸子氏（パーゼル条約事務局長）の「国際環境ガバナンスと人間の安全保障」、アグス・P・サリ氏（ペランギ理事）の「気候変動における持続可能な開発：人間の安全保障という観点から」、そして、このセッションの構成に際して実質的なコーディネータも務められた高村ゆかり氏（龍谷大学法学部助教授）の「京都議定書：その到達点と課題」の3本である。また、これらの報告をふまえたコメントとして、小島敏郎氏（環境省地球環境審議官）の「京都議定書の実施と日本の役割」と平田仁子氏（気候ネットワーク理事）の「京都議定書の実施と日本の役割：NGOの立場から」が、それぞれに議論を多角化させ、深化させていた。気候変動がもたらしたものであったか、とてもコールドな外界とは無関係に、会場内ではホットな討論が繰り広げられた。

第3セッションの討論タイムの後、小和田恒氏（国際司法裁判所判事）による総括報告「国際社会のガバナンスと人間の安全保障の諸問題」があり、そのなかに2日間にわたった今回のシンポジウムの成果が集約された。



小和田恒氏の総括報告の様様

全10本の報告ばかりでなく、コメントや討論をも着実にふまえられた内容であり、事前に完成度の高い報告原稿を準備する作業に較べて何倍も難しいことであったと推察するだけに、当初予定の30分間を僅か10分間だけ延長されるとの予告に違うことなく、本当に40分でまとめられたのには感服した。ここで確認された基本的な諸命題のなかに、「統治」という言葉が「支配」を連想させ、好ましく感じられないとしても、この日本語の限界に躊躇することなく、何らの「ガバナンス」も存在しないところでは、文明社会としての市民社会は成立せず、「人権」や「環境」の保護も必然的に不安定となるから、国際社会においても「ガバナンス」の機構を安定的に機能させなければならない、というものがあったと記憶している。

以上に紹介させていただいたように充実した今回の国際シンポジウムは、最後に、法学部と法学研究科と法科大学院の全員によって構成される法学会の会長、吉村良一氏（本学法学部長）の閉会挨拶によって締め括られた。筆者自身は、ごく形式的な事務局長であり、実質的に事務全般をやりとげられたのが、その後も収集した資料の整理などに尽力されている井出真也氏（本学非常勤講師）と衣笠研究支援センターの科研費執行サポート班の皆さんにほかならないことを明記して、この顛末記の跋としたい。

（くらた・あきら 憲法）

## 自著紹介

## My Book

紺碧の天空、極貧の地上 自著を語る『民主化以後の南コーカサス  
戦略的利益と民主主義理念の相克』(多賀出版、2005年)

西村めぐみ NISIMURA Megumi

昨年9月、立命館大学学術助成研究制度のご支援をいただいて、『民主化以後の南コーカサス』を多賀出版より出版した。本の中では、ソ連崩壊後新たに独立したグルジア、アルメニア、アゼルバイジャンからなる南コーカサスへの、1990年代以降の国際社会からの民主化支援について検討した。

ニューズレターをお読みいただいている方々も南コーカサスがどのような場所かほとんどご存じないと思う。力士の黒海の出身地はグルジアである。ソ連の独裁者スターリンを生んだのもグルジアである。またアルメニアの人々は、旧約聖書にあるノアの箱舟が到着したのは、アルメニアのアララット山であると主張する。そのアルメニアには、『ニューズウィーク』紙で、現在世界でもっとも危険で第二のチェルノブイリになる恐れがあるとされる古びた原子力発電所が稼働している。共産主義以降の南コーカサスは、民族紛争と貧困の暗い歴史をたどっているが、本来は、風光明媚で実り豊かな地であった。農業も盛んで、旧ソ連時代は、グルジア・ワイン、カスピ海ヨーグルト、アゼルバイジャンの芳香豊かな紅茶、現地産の塩辛いチーズを挟んだもちもちとした食感のナンのようなハチャプリと呼ばれる食べ物は、特に日本人の口に合う。また灰汁の強いものであるが日本のものによく似たナスや丸いやぼニカ種の米も、現地には豊富である。

私は、拙著を準備するに当たって、1997年、2000年、2001年と3度にわたって南コーカサスで現地調査した。現在の南コーカサスの物価は、ほぼ京都の9割、大学教員の月給は20-30ドルである。現地では、共産主義時代の迫害を受けた人の子供の世代がNGOなどで活躍していた。ちなみに私の下宿等を世話し



『民主化以後の南コーカサス  
戦略的利益と民主主義理念の相克』

西村めぐみ 著 多賀出版  
2005年9月発行 ¥3,150(税込)

てくれた女性の父親は、ソ連軍の士官で、1956年のハンガリーへのソ連軍の侵攻に抗議して投獄されたという。またアゼルバイジャンでは貧相な街角の路地を一本入ると、共産主義時代の見事な邸宅が並んでおり、共産主義という体制が、実は、社会階層を明確化した体制であったことも感じた。

南コーカサスへの調査旅行で、もっとも興味深かったのは、グルジア共和国の一部で内戦後旧アブハジア自治共和国を実効支配して、独立共和国の成立を主張するアブハジア人の黒海沿岸にある首都スフミへ、国連グルジア監視団のポータン大使の仲介で訪問したことであった。2000年4月の初頭のことであった。スフミはグルジア軍と、コーカサスのコサック軍やロシア軍の支援を受けたアブハジア側がせめぎあったところで、内戦中は、目を覆うような残虐行為が繰り返されたという。焼け爛れたままの建物の傍らで、桃の花が咲きみだれ、黒海は穏やかな小波を打っている様は、なんとも不思議な感じを受けた。

ここには現在でもスフミ国立大学と称する大学が機能している。ここで私は、先生に付

き添われてアブハジアの国際的地位について議論したいと称する1ダースほどの大学生の集団に取り囲まれた。野原から取ったと思われる花束を差し出され、共産主義時代の劇場の喫茶店で紅茶と貧相なケーキをごちそうになりながら、非常に困惑したことを覚えている。学生たちは、目を怒りと情熱で血走らせながら、「なぜ国際社会は、モナコやリヒテンシュタインのような小国の独立を承認するのに、わがアブハジアを承認しないのか、黙殺するのか。われわれに侵略の意図は全くない。ただグルジアに侵略されないように生存権を保障されたいだけなのだ。」と意気込んで訴えた。私は、「国際社会は武力による国境線の変更は絶対認めない、既存国家の領土の保全が、国連の価値観としては他を優越している。現在の状況を続ければ、あなた側の運命は、ユーゴスラビアのクライナ共和国（セルビア人が一時支配した。後にクロアチア軍により破壊され、残ったセルビア人の多くは殺害され、国際社会はそれを静観した。）の命運のようになる。」といった。

互いに議論に疲れた頃、私が、「ところであなた方は、独立、独立というが、どの国もそれを承認していない。今後、どのようにして国づくりをしていくつもりなのか。」とたずねた。一人の青年が、「たぶん僕らに一番いいのは、ロシア連邦の一共和国としてロシアに安全を保障してもらうことだ。」と述べた。「君は、ロシアが本当にそんなことをしてくれると思っているわけ？」と、これは私。「カネシュナ・ニェット（もちろんノーです）」と、付き添いのアブハジア人の先生の言葉。そして一同に、苦い沈黙と笑いが漏れた。

青年は、「あなたは日本に帰ったら、僕たちのことを日本の若者にどう伝えるつもりか。」と尋ねるので、私が、「アブハジアの青年たちは、独立という見果てぬ夢に今でもしがみついていた。狂信的な政治に人々は踊り踊らされて、地上は目を覆うような貧困だった。けれど彼らは誇りを持って生きていた。」というと、ようやく学生たちは、うれしそうな顔をしてくれた。この後、案内された、自称大統領官邸（スターリン愛用の別荘だった）

の上の丘の中腹から見る黒海は、空の蒼と区別がつかず、地上の楽園と見まがうほどの美しさであった。向こう岸に霞んで見えるのはルーマニア、天空の美しさと地上の貧困は別世界のものであった。

拙著を執筆するに当たって一番気をつけたことは、国際機関の道理だけではなく、現地の人々の意見をできるだけ反映させようとしたことである。この両者にはしばしば齟齬があるというのが一番本全体を通じて表現したかったことである。読んでいただいた方に、この意図が伝わっていれば幸いである。

また私自身は、南コーカサスの一連の事件を勉強する過程で、ナショナリズムに安易に呼応することのコストを大いに教えられた。扇動的ポピュリズムに乗ることは容易なことであるが、そのつけは実に苦しいものである。

また国際政治学や外交史は、従来エリートのかんがえや行動を記録するのに大きな貢献をしているが、庶民の声を記録する試みももっとあってもよいようにも感じた。今後は大衆の声を聞くという方面へも研究を進めていきたいと考えている。最後となりましたが、拙著を書くにあたってご支援くださった方々、コメントをしてくださった諸先生方、また読者の方々に心よりお礼申し上げます。

（にしむら・めぐみ 政治学）



出発

Departure

## 新たな旅立ちに際して

廣峰 正子 HIROMINE Masako

早いもので、私の学生生活も終わりを告げようとしています。思えば、若干の不安と期待を胸に立命館大学法学研究科博士後期課程の門をくぐってから、あっという間の3年間でした。学部時代から慣れ親しんだレンガ造りの同志社を離れ、右も左も分からない立命館で本格的に研究生生活をスタートすることに、不安がなかったといえば嘘になります。しかしながら、あのときの私は、私の中心的な関心である不法行為の制裁と抑止につき、早い時期から慰謝料の有する満足機能を明らかにし慰謝料の有する制裁的機能論の高揚に多大な寄与をされた憧れの吉村先生のご指導を受けられるという期待の方がはるかに大きかったでしょう。お蔭様で、3年間のうちに2本の論文と1本の判例研究を公表することができ、今春から神戸学院大学法学部専任講師として着任することが内定いたしました。私がこのような充実した研究生生活を送ることができたことは、吉村先生のご指導の賜物であることは言うに及びませんが、総合指導体制や助手制度をはじめとして、立命館では充実した研究環境が整っているからだと実感しています。私は幸運にも3年間助手に任用され、金銭的な不安を抱えずに研究に打ち込み、積極的に学会や研究会に参加することができました。また、対外的に、助手として論文を公表できること等も、少なからず様々な場面で影響したと思います。そして、総合指導体制を謳う本学では、指導教授以外にも多くの先生方からご教授賜ることができましたし、論文執筆前には研究会を開いていただき、多くの先生方からご指導いただくことができました。こうした自由な学風は、私の視野を大きく広げてくださいましたし、まだまだ「ひよっこ」の私達を、それでも研究者の一人と



して尊重して接してくださる先生方の真摯な姿勢は、これから私がひとりの教員としてスタートするにあたって、忘れてはならないものだ感謝しています。最後に、勝手の分からない本学で、それでも何一つ不自由や不便を感じることなく快適に過ごせたのは、法学部事務室や法学部共同研究室の方々、友人達の暖かいサポートがあつてのことでした。このように充実した環境の中で3年間を終えることができるのは、ある意味幸運でした。いよいよ2007年には大学全入時代を迎え、各大学とも改革を余儀なくされており、その苦しい立場は、立命館といえども例外ではないようです。近年助手制度や奨学金制度といった研究支援政策が漸次改革される等、我々を取り巻く研究環境が動揺し始めています。私は、立命館に育てていただいた研究者の一人として、いつまでも立命館で学んだことを誇りに思いたい。今の充実した研究環境を維持し、研究機関たる真の大学としての姿を堅持してほしい。それは、全学自治の理想を掲げる本学においては、後輩の皆様方ひとりひとりに託された責務でもあると思われるのです。本学の更なる飛翔を切に祈念いたします。

(ひろみね・まさこ 民法)

\* アイウエオ順

**安達光治助教授**

**共著書**：『立川反戦ビラ入れ事件 - 「安心」社会がもたらす言論の不自由』167 - 179頁（明石書店，5月）

**学会報告**：「『立川防衛庁官舎反戦ビラ配布事件』第1審判決に対する評価」，民主主義科学者協会法律部会，2005年度学術総会，ミニシンポジウム第3企画，民主主義科学者協会法律部会，岡山大学（11月）

**生田勝義教授**

**論文**：「挑発と量刑」松岡正章先生古希祝賀論集，165 - 193頁（成文堂，2月）

「厳罰主義と人間の安全 - 刑法の役割りについての一考察 - 」小田中聰樹先生古稀記念論文集，37 - 65頁（日本評論社，12月）

**講演記録**：「治安と刑事立法 - 刑法学における人権論の課題 - 」刑法通信No.108，1 - 30頁（日本弁護士連合会刑事法制委員会，8月）

**石橋秀起助教授**

**判例紹介**：（共著）「判例回顧と展望【2004年度版】民法・不法行為」法律時報2005年6月臨時増刊号，80 - 92頁（日本評論社，6月）

**市川正人教授**

**共著書**：『現代の裁判 [第4版]』(有斐閣，7月)  
『憲法Cases and Materials 人権 [基礎編]』(有斐閣，8月)

『憲法Cases and Materials 人権 [展開編]』(有斐閣，8月)

**論文**：「人権保障の展望」全国憲法研究会編『法律時報増刊 憲法改正問題』315 - 320頁（日本評論社，5月）

「憲法裁判所」法律時報77巻10号75 - 79頁（日本評論社，9月）

**判例評釈**：「法廷でメモをとる自由 - レベタ訴訟」別冊ジュリスト『メディア判例百選』10 - 11頁（有斐閣，12月）

**書評**：「高見勝利『芦部憲法学を読む』」憲法理論研究会編『「危機の時代」と憲法』201 - 204頁（敬文社，10月）

**シンポジウム記録**：（共著）「シンポジウム 法科

大学院の現状と課題」判例タイムズ1168号81 - 94頁（判例タイムズ社，3月）

**その他の執筆活動**：「新司法試験合格者数問題に関する関西の法科大学院声明について」法学セミナー601号72頁（日本評論社，1月）

「法科大学院の一年間を振り返って 立命館大学法科大学院の経験を中心に」自由と正義56号19 - 22頁（日本弁護士連合，6月）

**学会報告**：「法科大学院と公法教育」日本公法学会，日本公法学会第70回総会，関西大学（10月）

**指宿 信教授**

**共著書**：『目撃証言ガイドライン』66 - 68頁（現代人文社，10月）

**論文**：「サイバー犯罪条約およびその国内法化について」刑法雑誌45巻1号118 - 129頁（日本刑法学会，7月）

「司法へのアクセス」と情報技術 - 英領ジャージーを手がかりとして」判例タイムズ1179号124 - 128頁（判例タイムズ社，7月）

「上訴と再審」法学セミナー50巻9号49 - 52頁（日本評論社，9月）

「取り調べの密室化がえん罪の温床 - 取り調べ録音録画制度の提案を検討する」部落解放557号29 - 38頁（部落解放同盟，11月）

**翻訳**：（共訳）スコット・トゥロー『極刑』（岩波書店，11月）

**監修**：『リーガル・リサーチ 第二版』（日本評論社，12月）

**解説**：「覚せい剤取引と検証許可状による電話傍受」別冊ジュリスト「メディア判例百選」220 - 221頁（有斐閣，12月）

**講演**：「刑事裁判と目撃証言」立命館大学土曜講座，立命館大学（1月）

「誤判はなぜ起きるのか」加古川市民講座，加古川市民会館，加古川市（1月）

「デジタル革命」第2回法科大学院における先進的教育の実践研究セミナー，(株)TKC・立命館大学，京都市リサーチセンター（9月）

「法律図書館の未来」第50回法律図書館連絡会総会，法律図書館連絡会，立命館大学（10月）

**報告:**「法令のXML化」セマンティック・ウェブ研究会, けいはんな (3月)

「公判前準備手続」05年度刑法学会ワークショップ, 刑法学会, 北海道大学 (6月)

「心理」は「審理」を助けるか」第6回法と心理学学会, 法と心理学学会, 立命館大学 (10月)

「Digital Revolution」Low via the Internet2005, Pacific Legal Information Institute, サウスパシフィック大学 (パナマ共和国) (11月)

**パネリスト:**「アクセスポイントを創る」法律扶助の日記念シンポジウム, 法律扶助協会, 弁護士会館 (東京) (2月)

志布志公選法違反事件を契機に適正な捜査のあり方を考える, 鹿児島県弁護士会, 鹿児島県自治会館 (4月)

「ある日、あなたが犯人にされたら」志布志住民の会, 志布志町 (7月)

**コーディネーター:**「序論・裁判員裁判と量刑判断」季刊刑事弁護44号16 - 17頁 (現代人文社, 10月)

「法学教育とライブラリー」第5回情報ネットワーク法学会研究大会, 情報ネットワーク法学会, 南山大学 (11月)

#### 白井 豊助教授

**学会報告:**「戦後ドイツの表見代理論 - わが国における法的構成の再考に備えて - 」日本私法学会個別報告, 九州大学 (10月)

#### 大川真郎教授

**論文:**「司法改革と裁判員制度」ACADEMIA No.88 9 - 11頁 (全国日本学士会, 6月)

「労働審判法で労働事件手続はどう変わるか」法学セミナー607号29 - 32頁 (日本評論社, 7月)

**講演:**「さらば観客民主主義」 - 豊島産廃事件 - 」京都自由大学, 京都市 (3月)

「スタート! 裁判員制度」紀州海民塾, 和歌山県串本町文化センター (3月)

「裁判員制度について」町田市 (3月)

「豊島事件解決5周年記念講演」豊島住民会議, 豊島 (6月)

「裁判員制度について」東京経済大学 (6月)

「高齢期の法律問題」京都府高齢者雇用開発協会, 京都御池ビル (7月)

「現代社会における法曹の役割」日弁連研修, 日弁連 (外), 大阪弁護士会館 (10月)

**シンポジウム:**「樫洞産廃問題を考える」岐阜青年会議所, 岐阜市県民文化ホール (3月)

「21世紀の裁判所のあり方」日弁連, 大阪中之島公会堂 (6月)

「裁判員制度を知ろう」京都新聞 (7.25付) 12 - 13頁 (京都新聞社, 7月)

「裁判員制度を知ろう」法務省 (外), 立命館大学 (7月)

「豊島の学校」豊島住民会議, 豊島 (7月)

「市民が求める裁判所・裁判官」月刊大阪弁護士会 22 - 24頁 (大阪弁護士会, 7月), 自由と正義 Vol.56 61 - 75頁, 日弁連 (10月)

#### 大平祐一教授

**共編著書:**『「日本型社会」論の射程 - 「帝国化」する世界の中で - 』(文理閣, 3月)

**論文:**『『日本の特色』の歴史的探求について - 『精密司法』と江戸幕府の刑事手続について - 』『「日本型社会」論の射程 - 「帝国化」する世界の中で - 』63 - 88頁 (文理閣, 3月)

『『法史学の黄昏』から『法史学のルネッサンス』へ』法律時報77巻10号104 - 107頁 (日本評論社, 9月)

「内済と裁判」藤田覚編『近世法の再検討 - 歴史学と法史学の対話 - 』5 - 32頁 (山川出版, 10月)

**講演:**「権力者への直訴 - 目安箱の意義 - 」國學院大学日本文化研究所編『法文化のなかの創造性 - 江戸時代に探る - 』27 - 68頁 (創文社, 3月)

**研究報告:**「近世の訴願手続について」近世法史研究会, 東京大学法学部4号館記念室 (12月)

**シンポジウム報告:**「『法史学の黄昏』から『法史学のルネッサンス』へ」シンポジウム「ロースクール時代の法学研究・教育を問う - 基礎法学の主張 - 」, 日本学術会議第2部基礎法学研究連絡委員会, 比較法学研究連絡委員会, 日本法哲学学会, 法制史学会, 日本法社会学会, 比較法学, 日本学術会議講堂 (3月)

**研究助成受領:**科学研究費補助金, 基盤研究 (c) 「近世日本の刑事司法に関する基礎敵研究」

#### 岡野八代助教授

**論文:**「労働の両義性とジェンダー化」姫岡, 池内, 中川, 岡野編『労働のジェンダー化』319 - 343頁 (平凡社, 3月)

「The Twisted Nationalism in Japan. What the Issue of "Comfort Women" Reveals」In, L. Gurley, C. Leeb & A. Moser (eds.) Feminist Contest Politics and Philosophy. 227 - 242頁 (P.I.E. Peter Lang (NY and Oxford), 5月)

「反日が映し出す わたしたち」現代思想33巻55 - 59頁 (青土社, 6月)

「縫いのフェミニズムへ」現代思想33巻10号81 - 91頁 (青土社, 9月)

「ジェンダーの政治 - 何が見失われているか」木村

涼子編『ジェンダー・フリー・トラブル』55 - 74頁  
(白澤社, 12月)

翻訳: (共訳) ドゥルシラ・コーネル『女たちの絆』  
(みすず書房, 5月)

講演: 「人間の安全保障とフェミニズム: 女性たちの経験は何を伝えているのか?」東北大学COE, 東北大学, 神戸大学(6月)

「尊厳と希望の架橋に向けて」東京大学社会科学研究所「希望学」研究, 東京大学社会科学研究所, 東京大学(11月)

「女たちの絆」を読む」豊中男女共同参画企画室, ステップ豊中, 豊中市(12月)

「平等こそ未来を拓く」草津市男女共同参画市民会議, 草津市(12月)

「ジェンダーの政治に賭けられているもの - 憲法24条の可能性」大阪府立大学女性学センター, 大阪府立大学(12月)

学会報告: 「承認の政治」に賭けられているもの: 解放か権利の平等か」法社会学会, 専修大学(5月)

「暴力」の主体から「非 - 暴力」のエイジェンシーへ - 世界の軍事化にフェミニズムは対抗しうるか?」日本女性学会, 横浜国立大学(6月)

“The Other Way of Being a Feminist: A Way from the Politics of Security to the Politics of Care” アメリカ政治学会, American Political Science Association, 合衆国ワシントンD.C(9月)

「暴力国家と国家暴力/ 安全保障神話を解く」女性・戦争・人権」学会, 早稲田大学(10月)

#### 小田美佐子助教授

論文: 「中国における農村土地請負経営権の新たな展開 - 「農村土地請負法」制定を手がかりに - 」立命館法学298号77 - 108頁(立命館大学法学会, 3月)

翻訳: 顧永忠「中国弁護制度の現状と改革」立命館法学298号109 - 147頁(立命館大学法学会, 3月)

#### 北村和生教授

共著書: 『ケースブック行政法』[第2版](弘文堂, 4月)

『判例行政法入門』[第4版]81 - 112頁(有斐閣, 4月)

『行政法の基本』[第2版]189 - 225頁(法律文化社, 4月)

論文: 「民」による行政執行と国家賠償」小林武・見上崇洋・安本典夫編『「民」による行政』98 - 166頁(法律文化社, 4月)

「国家補償の概念と国家賠償法における違法性」公

法研究252 - 263頁(有斐閣, 10月)

「在外日本人選挙権剥奪訴訟における行政法上の論点」ジュリスト1303号25 - 30頁(有斐閣, 12月)

その他の執筆活動: 「国場違法議論の展開」法学セミナー608号

#### 葛野尋之教授

論文: 「Juvenile Diversion and the Get-tough Movement in Japan」Ritsumeikan Law Review No.29 1 - 22頁(立命館大学, 3月)

「イギリス少年弁護の意義と機能」福岡県弁護士会編『少年身柄事件全件付添人制度の実証的研究』研究報告書243 - 310頁(5月)

「少年法改正案の背景と問題点」法学セミナー607号53 - 57号(日本評論社, 6月)

「少年の手続参加と刑事裁判」小田中聡樹先生古稀祝賀論文集(上巻)243 - 310頁(日本評論社, 12月)

「未決拘禁法の国際水準 - 代用監獄廃止と接見交通改革への視座」法学セミナー613号50 - 53頁(日本評論社, 12月)

「未決拘禁の司法的コントロールと代用監獄」刑法立法研究会編『代用監獄・拘置所改革のゆくえ』61 - 88頁(現代人文社, 12月)

ワークショップ・オーガナイザー: 「少年司法改革の現状と課題」日本刑法学会, 北海道大学(6月)

分科会オーガナイザー: 「重大触法事件をめぐる問題状況 - 厳罰化を克服する実務の契機」司法福祉学会, 立命館大学(8月)

パネリスト: 「2005年改正案の位置とその法的問題」シンポジウム「重大な触法事件をめぐる理論状況」, 立命館大学(8月)

シンポジウム指定発言者: 「事実に基づく政策決定 - 少年法改正の検証」日本犯罪社会学会, 大阪商業大学(10月)

#### 倉田 玲助教授

論文: 「国民統合と直接民主制」澤野義一ほか(編)『総批判改憲論』112 - 116頁(法律文化社, 4月)

「天皇制の現在」小林武&三並敏克(編)『いま日本国憲法は - 原点からの検証』(第4版)157 - 170頁(12月)

「国際的人権保障の展望」小林武&三並敏克(編)『いま日本国憲法は - 原点からの検証』(第4版)171 - 187頁(12月)

その他の執筆活動: 「平和憲法を考える」季刊みみ108号30 - 33頁(全日本ろうあ連盟, 6月)

海外現地調査: アメリカ合衆国ニュー・ヨーク州ニュー・ヨーク市(3月)

**倉田原志助教**

**共著書**：浦部法穂・戸波江二編著『法科大学院ケースブック憲法』「国家秘密と取材の自由 外務省秘密電文漏洩事件」202 - 220頁「デモ行進と公安条例の明確性 徳島公安条例事件」320 - 340頁「公共企業体職員の争議行為の禁止 全通名古屋中郵便事件」424 - 445頁（日本評論社，7月）

浦田賢治編『プリマブック憲法（第2版）』「経済的自由」88 - 96頁「生存権」97 - 105頁「労働の権利」114 - 120頁（法律文化社，11月）

**論文**：「内心の自由と日の丸・君が代」澤野義一・井端正幸・出原政雄・元山健編『総批判改憲論』153 - 157頁（法律文化社，4月）

「ドイツにおける労働者のプライバシー権序説 - 情報自己決定権を中心に - 」立命館法学299号1 - 45頁（立命館法学会，6月）

**黒野功久教授**

**論文**：（共著）「引渡命令の相手方（2） - 最先順位の抵当権に対抗できる賃借権」（最高裁判平成13年1月25日第三小法廷判決民集55巻1号17頁の判例解説）別冊ジュリスト177号民事執行・保全判例百選100 - 101頁（有斐閣，8月）

（共著）「独占禁止法上の請求訴訟」小松一雄編集『不正競争訴訟の実務』23 - 27頁（新日本法規，11月）

（共著）「不正な取引行為」小松一雄編集『不正競争訴訟の実務』424 - 441頁（新日本法規，11月）

**小松陽一郎教授**

**共著書**：『論点解説 新破産法』52 - 68, 74 - 86頁（金融財政事情研究会，2月）

小野昌延編『注解 商標法〔新版〕上巻』212 - 237頁（青林書院，11月）

**共編著書**：『狙われる個人情報・プライバシー』（民事法研究会，2月）

**共編書**：『個人情報・プライバシー六法』（民事法研究会，4月）

**編集代表**：『書式 個人再生の実務〔全訂3版〕』（民事法研究会，12月）

『新破産法の理論・実務と書式〔消費者破産編〕』（民事法研究会，12月）

**論文**：「専門委員・秘密保持命令・裁判の公開停止などの新制度への対応」知財管理Vol.55No.3 323 - 336頁（日本知的財産協会，3月）

「新破産法の手続上の改正点」大阪弁護士会研修速報No.132（大阪弁護士協同組合，5月）

「新破産法下の同時廃止および自由財産拡張の運用状況 - 全国調査の報告 - 」金融法務事情1741号17 -

20頁（金融財政事情研究会，6月）

「新破産法下の各地の運用状況について - 同時廃止および自由財産拡張基準全国調査の結果報告 - 」事業再生と債権管理19巻2号94 - 139頁（金融財政事情研究会，7月）

「バイオテクノロジー関連技術の特許権について専用実施権を設定した特許権者に差止請求を認め等事例」知財管理Vol.55 No.10 1457 - 1462頁（日本知的財産協会，9月）

「新破産法と個人再生手続」クレサラ白書2005 120 - 127頁（クレサラ白書編集委員会，11月）

「育成者権侵害により実施料の200倍を乗じた違約金を認容した事例」知財ふりむきVol.4 No.39 71 - 76頁（経済産業調査会，12月）

**講演**：「新破産法の下での債務者のフレッシュ・スタート」全国倒産処理弁護士ネットワーク・九州大学民事法手続研究会，博多商工会議所（1月）

「知的財産特別研修」連続5回 特別研修，立命館大学大学院法学研究科・法科大学院，日弁連法務研究財団，立命館大学大阪オフィス（2 - 4月）

「商品形態の保護について」臨時研修，日本知的財産協会，大阪OMMビル（2月）

「権利侵害から見た強い明細書」土曜パテントセミナー，日本弁理士会近畿支部，弁理士会大阪分室（2月）

「最近の知的財産関連法改正と今後の動向」弁護士知財ネット設立総会記念講演，弁護士知財ネット，日弁連会館（4月）

「商標法入門」ブランディ・インターナショナル，東京三田NNホール（5月）

「商標法入門」ブランディ・インターナショナル，大阪・新阪急ビル（5月）

「個人情報保護法」桃山学院大学（7月）

「著作権法と企業法務」合計4回 知的財産協会研修，日本知的財産協会，大阪OMMビル（7 - 10月）

「弁護士から見た技術的範囲」研修，発明協会，大阪科学技術センター（8月）

「個人情報保護法」光華女子学園大学，（8月）

「特許・実用新案紛争の基礎知識」北海道知的財産実践塾，知財塾，札幌第一ホテル（9月）

「入試業務に関する個人情報保護法」・「入試問題における著作権問題」研修会，近畿地区私立女子大学入試広報懇談会，大阪，緑地駅ビル（9月）

「個人情報保護法と税理士業務」近畿税理士会奈良支部，奈良商工会議所（9月）

「サービサー法の行為規制・コンプライアンス」LS

アセットマネージャー検定講習，全国サービサー協会，大阪電気通信大学（10月）

「フォーラム・トレードシークレット」日中知的財産権フォーラム，（財）比較法研究センター，JICA大阪国際センター（11月）

#### 小山泰史教授

**論文：**「制定法の規定に基づくプロセス（proceeds）への追及権（statutory tracing）- エクイティ上の追及権（equitable tracing）との関係」立命館法学298号148 - 188頁（立命館大学法学会，3月）

**研究報告：**「集合動産譲渡担保に供された動産について、設定者との売買契約によって買主が有効に所有権を取得したとされた事例」（福岡高裁宮崎支判平成16・10・29金融法務事情1735号47頁）民法判例研究会，経済法令研究会・銀行法務21（明治大学，12月）

#### 佐上善和教授

**論文：**「相続放棄申述受理の審判について」谷口安平先生古希祝賀『現代民事司法の諸相』367 - 391頁（成文堂，6月）

**判例解説：**「第三債務者の陳述の法的性質」民事執行・保全判例百選152 - 391頁（有斐閣）

#### 佐藤 渉専任講師

**学会報告：**「Jack DavisのThe Dreamers：記憶と歴史」オーストラリア学会関西地区研究会，オーストラリア学会，追手門学院大学（11月）

#### 高橋直人助教授

**学会報告：**「いわゆる「裁判官の恣意」について - バイエルン王国刑法典（1813年）の編纂過程における議論から - 」第384回法制史学会近畿部会，法制史学会近畿部会，同志社大学光塩館（9月）

「日本における国民の司法参加について - 裁判員制度を中心に」2005年度第2回日韓共同研究会「現代韓国の民主主義（第2段階の性格）」，ソウル大学BK21法学研究団，立命館大学（科研基盤研究（A）「現代韓国民主化と法・政治構造の法社会学的研究」），ソウル大学法学研究棟（12月）

**研究助成受領：**科研費補助金（若手研究B）「18世紀末から19世紀前半のドイツ刑事法学にみられる歴史的・哲学的基礎研究の役割」

**調査：**科研費補助金（若手研究B）によるドイツでの在外調査（資料収集および現地研究者との情報交換 於ゲッティンゲン 2005年8 - 9月）

#### 竹演 修教授

**論文：**「銀行・証券会社の顧客選択の自由と契約関係の解消 - 不法勢力関係者との契約の拒否および解消 - 」立命館法学298号189 - 214頁（立命館大学法

学会，3月）

「保険契約と説明義務・告知義務」判例タイムズ1178号92 - 98頁（7月）

「生命保険金の支払義務」塩崎勤 = 山下文編『新・裁判実務大系19 保険関係訴訟法』366 - 374頁（青林書院，9月）

**書評：**「山下友信編『高度道路交通システム（ITS）と法 - 法的責任と保険制度』」ジュリスト1294号41頁（有斐閣，7月）

**判例研究：**「被保険者故殺による保険金取得目的の保険契約と公序良俗違反」保険事例研究会レポート195号14 - 23頁（（財）生命保険文化センター，2月）

「自動車の所有権を留保した信販会社の車両保険金請求」商事法務1729号54 - 58頁（（社）商事法務研究会，4月）

「自殺免責期間経過後の自殺と保険者免責の可否」保険事例研究会レポート197号13 - 21頁（（財）生命保険文化センター，6月）

**注釈：**D&O保険約款3条8号、9号、4条、6条1号 - 4号、10条、24条 山下友信編著『逐条D&O保険約款』55 - 61頁、107 - 116頁、152 - 156頁、228 - 235頁（商事法務，9月）

**その他：**『生命保険判例集第9巻』共同編集・平成9年度分の生命保険判例（（財）生命保険文化センター，3月）

#### 多田一路助教授

**講演：**「憲法89条と私学助成」国庫助成に関する私立大学教授会関西連絡協議会，立命館大学（7月）

**シンポジウム：**「憲法9条の役割」立命館大学学友会平和委員会，立命館大学（5月）

**研究報告：**「地縁団体の憲法上の位置づけ」「地方自治と憲法」研究会，東海大学（8月）

「社会権と改憲動向」民科憲法分科会合宿，民科法律部会憲法分科会，赤穂市（8月）

「改憲の動向と問題点」日韓共同研究会，ソウル大学BK21法学研究団，立命館大学，ソウル大学（12月）

#### 出口雅久教授

**翻訳：**（共訳）ペーター・ゴッドバルド著『比較民事訴訟法』立命館法学299号581 - 599頁（立命館大学法学会，6月）

（共訳）ペーター・ゴッドバルド著『ヨーロッパ民事訴訟法』立命館法学299号600 - 645頁（立命館大学法学会，6月）

（共訳）ペーター・ゴッドバルド著『国際民事訴訟法の現状について』立命館法学299号646 - 660頁

(立命館大学法学会, 6月)

(共訳) マルセル・シュトルメ著『カテドラル創作者の夢 - ヨーロッパ民事訴訟手続の統一 -』立命館法学299号661 - 680頁 (立命館大学法学会, 6月)

**判例評釈:** 「債務の履行を求める反訴が提起されている場合における当該債務の不存在確認を求める訴えの確認の利益を否定し、その際、当該確認訴訟に係る訴訟の総費用を債権者に負担させた事例」私法判例リマークス31号110 - 113頁 (日本評論社, 7月)

「動産差押えと債務者の占有」ジュリスト・民事執行・保全法百選122 - 123頁 (有斐閣, 8月)

**シンポジウム:** 「民事訴訟法からのコメント」(特集 日本にとってのドイツ法学とは? (1) 民事法の場合 - コメントと討論) 民商法雑誌132(4・5) 549 - 554頁 (有斐閣, 8月)

**研究報告:** 「訴訟提起前の情報収集」関西民事訴訟法研究会, 関西民事訴訟法研究会, 大阪, エルおおさか (9月)

#### 徳川信治教授

**翻訳:** 『国際人権条約・資料集』(第3版) 東信堂 (12月)

**論文:** 「国際人権法 - 自由権規約」学陽書房『外国人法とローヤリング』66 - 87頁 (4月)

「自由権規約実施過程における個人通報審査手続きの実相」法律時報77巻12号31 - 36頁 (11月)

**報告書:** 「2004年度第三者評価を受けた立命館大学の取り組み」大学コンソーシアム京都高等教育政策研究セミナー報告書2005 - 1 (9月)

**判例紹介:** 「パイロット定年制と自由権規約」国際人権16号108 - 109頁 (10月)

**学会報告:** 「生命に対する権利 - 国際法の視点から」国際人権法学会 (神奈川大学, 12月)

#### 中谷義和教授

**著書:** 『アメリカ政治学史序説』(ミネルヴァ書房, 3月)

**翻訳:** (共訳) D.ヘルド『グローバル社会民主政の展望』(日本経済評論社, 1月)

(監訳) B.ジェップ『資本主義国家の未来』(御茶の水書房, 9月)

#### 西村めぐみ教授

**著書:** 『民主化以後の南コーカサス』(多賀出版, 9月)

#### 二宮周平教授

**著書:** 『家族法〔第2版〕』(新世社, 1月)

(共著) 『離婚判例ガイド〔第2版〕』(有斐閣, 6月)

**論文:** 「別居・離婚後の親子の交流と子の意思(2) ~ 家事審判における面接交渉実現の到達点」戸籍時報579号4 - 14頁 (1月)

「民法判例レビュー 今期の裁判例〔家族〕」判例タイムズ1166号94 - 97頁 (2月)

「別居・離婚後の親子の交流と子の意思(3) ~ 面接交渉の義務性と親子の交流を保障する具体的な方法」戸籍時報581号2 - 19頁 (3月)

「面接交渉の義務性 ~ 別居・離婚後の親子の交流の保障」立命館法学298号309 - 356頁 (立命館大学法学会, 3月)

「子どもの権利主体性を前提にした子どもの意見表明権を家族法の中でいかに定着させるか」1 - 99頁 文部科学省科学研究費補助金研究成果報告書 (3月)

「成年後見監督の意義」実践成年後見13号4 - 13頁 (4月)

「認知制度は誰のためにあるのか(1) ~ 判例の妥当性を検証する」戸籍時報583号2 - 12頁 (5月)

「判例評釈: 叔父と近親婚関係にあった姪に対する遺族厚生年金の不支給処分が取り消された事例」判例タイムズ1173号116 - 121頁 (5月)

「憲法から民法への贈り物」単著 福島瑞穂編「みんなの憲法24条」150 - 155頁 (5月)

「個人情報の保護と戸籍制度改革」月刊ヒューマンライツ208号2 - 7頁 (7月)

「判例評釈: 婚姻外の男女の関係を一方的に解消したことにつき不法行為責任が否定された事例」判例タイムズ1180号126 - 131頁 (8月)

「認知制度は誰のためにあるのか(2) ~ 沿革と学説をたどる」戸籍時報588号12 - 27頁 (9月)

「家族法とジェンダー」国際女性19号85 - 92頁 (12月)

「家族法におけるジェンダー課題」国際女性19号85 - 92頁 (2005年)

**講演:** 「離婚給付の現状と今後の動向 ~ 主としてジェンダーの視点から」ケース研究285号66 - 88頁, 第32回全国家事調停女性委員懇談会神戸大会 (2005年)

#### 野口メアリー教授

**論文:** 「The Return: North American Nikkeijin Who Put Down Roots in Japan」山本岩夫教授退職記念論集 - ことばとそのひろがり (3) 351 - 416頁 (立命館大学法学会, 3月)

「Politics, the Media and Korean Language Acquisition in Japan」International Journal of the Sociology of Language 175/176 123 - 156頁

(Walter de Gruyter, 12月)

**講演:**「人権って何?日本の女性の課題の視点から考えて」八戸市人権学習会,八戸市人権教育・学習推進協議会,八戸市総合福祉会館(9月)

**学会報告:**「Stories of North American Nikkei Living in Japan」JALT(全国語学教育学会)2005国際大会,JALT(全国語学教育学会),静岡市グランシップ会場(10月)

「Focusing on the Virtue of Respect (part of the “Bringing Spiritual Values into Education” panel), Language IV, JALT(全国語学教育学会)のグローバル問題研究部会,京都産業大学(11月)

**受賞:**TESOL Virginia French Allen Award of 2005, April 2005.

#### 堀田秀吾助教授

**論文:**「「-中/-前/-後」の構造:教養知識としての文法と言語能力としての文法」山本岩夫教授退職記念論集「言葉とそのひろがり(3)」201-214頁(立命館大学法学会,3月)

**学会報告:**“Saving Legalese and Lengthy Sentences from a False Charge.”Law and Society Association Annual Meeting, Law and Society Association, Las Vegas,US(6月)

“Linguistic Exploration of Foreign Terms in Trademarks.”The ATRIP Congress, The international Association for the Avancement of Teaching and Research in Intellectual Property, Montreal, University of Montreal(7月)

“Morphosyntactic Structure of Japanese Trademarks and Their Distinctiveness:A New Model for Linguistic Analysis of Trademarks.”Language and the Law:East Meets West., The University of Lodz, Lodz,Poland,University of Lodz(9月)

“A Cognitive Approach to Language in Trademarks.”11th International Conference on Processing Chinese and Other East Asian Languages, Chinese University of Hong Kong, Hong Kong, china(12月)

**研究助成受領:**科学研究費 若手B「裁判における言語分析モデルの構築とその許容性の理論的・実証的研究」(個人研究)

立命館大学 学内提案公募型プロジェクト「先端的な言語学諸分野の研究と言語教育方法の実践的な研究の融合:コンピュータを活用する言語学の研究成果・研究手法と組み合わせることにより、今日の言語教育の課題に応えることをめざした研究」(共同研究)

#### 堀 雅晴教授

**論文:**「グローバル化時代の日本政治行政システム-その変容性をめぐる一試論」大平祐一・桂島宣弘編『日本型社会』論の射程-「帝国化」する世界の中で』305-335頁(文理閣,3月)

**書評:**徹底民主主義と官僚主義の交差性について-中西五州著『理想社会への道-私の資本主義改造論』(同時代社、2005年1月)を読んで- ,季刊唯物論研究93号148-151頁(季刊唯物論研究刊行会,8月)

OECD編著 平井文三監訳『世界の公務員の成果主義給与』(明石書店、2005年8月),季刊行政管理研究112号73-77頁(行政管理研究センター,12月)

**研究助成受領:**2005年度立命館大学・学術研究支援制度(在外研究B)

平成17~19年度科学研究費補助金(基盤研究(B))「アジア太平洋諸国における公共部門モダニゼーションの多様性に関する比較分析」(研究代表、小池治)

平成17~19年度科学研究費補助金(基盤研究(B))「大学法制の構造的変容と比較法的、法制史的、立法過程的、および解釈論的研究」(研究代表、細井克彦)

#### 正木宏長助教授

**論文:**「行政法と官僚制(2)」立命館法学299号46-109頁(立命館大学法学会,6月)

**研究会報告:**「都市の成長管理と水道」現代公法判例研究会,立教大学(10月)

「都市の成長管理と水道」関西行政法研究会,大阪学院大学(11月)

**研究助成受領:**科学研究費 若手研究(B)「行政契約の現代的展開」

#### 松井芳郎教授

**条約集:**(共編)『ベシック条約集』(第6版)(東信堂,4月)

(共編)『国際人権条約・宣言集』(第3版)(東信堂,12月)

**講演:**「国際法から見た原爆投下問題」広島平和研究所・平成17年度連続市民講座第4回,広島市立大学・広島平和研究所,広島市まちづくり市民交流プラザ(10月)

**学会報告:**「現代世界における紛争処理のダイナミックス-法の適用と創造の交錯-」世界法学会,一橋大学(5月)

**その他:**国際シンポジウム「人間の安全保障と国際社会ガバナンス」企画責任者,立命館大学(12月)

#### 松本克美教授

**共著書**：『砂上の障壁 - 中国人戦後補償裁判10年の軌跡』264 - 275頁（日本評論社，8月）

**論文**：「プライバシー侵害図書提供制限と図書館の自由」現代の図書館42巻3号149 - 156頁（日本図書館協会，1月）

「建築請負契約の目的物の主観的瑕疵と請負人の瑕疵担保責任」立命館法学298号367 - 405頁（立命館大学法学会，3月）

「鉄建公団訴訟と時効問題」労働法律旬報1605号32 - 41頁（旬報社，8月）

「中国人・朝鮮人強制連行問題と時効問題」労働法律旬報1614号39 - 47頁（旬報社，12月）

**講演**：「欠陥住宅訴訟の到達点と課題 - 動きだした最高裁判決」札幌弁護士会研修，札幌弁護士会，札幌市教育文化会館（2月）

「戦後補償訴訟と〈時の壁〉 - 正義は時を超えないのか - 」オープンカフェ京都自由大学，京都三条ラジオカフェ（6月）

「欠陥住宅訴訟の到達点と課題 - 動きだした最高裁判決」大阪弁護士会・建築瑕疵専門訴訟研修，大阪弁護士会，大阪弁護士会館（7月）

「欠陥住宅訴訟の到達点と課題 - 住宅の安全と法的責任 - 」日本弁護士連合会・第49回人権大会シンポジウム講演会・第3分科会，日本弁護士連合会，鳥取県民文化会館（11月）

「セクシュアル・ハラスメント」オープンカフェ京都自由大学，京都三条ラジオカフェ（11月）

「欠陥住宅訴訟の到達点と課題 - 高度化する建築士の専門家責任 - 」滋賀県建築士事務所協会研修会，滋賀県建築士事務所協会，滋賀県立武道館（11月）

**意見書**：「不法行為を理由とした損害賠償請求権の消滅時効起算点・時効の中断・時効の援用制限について」平成14年（ワ）第1508号、平成15年（ワ）第23939号、同28505号事件（鉄建公団東京訴訟）（3月）

「学内セクシュアル・ハラスメント被害の相談者に対する大学の教育研究環境配慮義務」（名古屋地裁平成15年（ワ）第1281号損害賠償請求事件）（6月）

**学会報告**：「趣旨説明・法曹養成教育における法と心理の連携 - 『司法臨床』科目・リーガル・クリニックにおける連携 - 」法と心理学会第6回大会ワークショップ，法と心理学会，立命館大学創思館（10月）

「戦後60年と戦後補償訴訟の現在 - 趣旨説明及び民法学の視点から」民主主義科学者協会法律部会2005年度学術総会ミニシンポジウム，民主主義科学者協会法律部会，岡山大学（11月）

**報告**：「アメリカン大学ロースクール訪問調査」シンポジウム・法科大学院におけるリーガル・クリニックの可能性 - 教育・社会貢献・連携をめぐるアメリカ調査をふまえて，立命館大学法科大学院，立命館大学創思館（5月）

「CSH訴訟の現状と課題 - 法理論的観点から - 」キャンパス・セクハラ・ネットワーク全国大会第11回大会ワークショップ，キャンパス・セクハラ・全国ネットワーク，関西学院大学梅田キャンパス（7月）

**研究助成受領**：文部科学省科学研究費補助金（基盤研究C）「〈精神的損害〉概念の再検討 - 〈心の傷と癒し〉の民事責任論・損害論・時効論の研究」（2005年・2006年度）

#### 水口憲人教授

**論文**：「分権推進と地方自治の理論」田村悦一・水口憲人・見上崇洋・佐藤満編『分権推進と自治の展望』2 - 13頁（日本評論社，1月）

「都市とコミュニティー」小林武・見上崇洋・安本典夫編『「民」による公共性』135 - 156頁（法律文化社，4月）

**講演**：「日本の行政学」日中行政学術研究会，中国行政管理学会，北京大学（10月）

#### 宮脇正晴助教授

**論文**：「知的財産法の基礎知識：不正競争防止法」法学セミナー603号19 - 23頁（3月）

「ファイル交換の著作権法上の問題」日本弁理士会近畿支部平成16年度知的財産権制度検討委員会『ファイル交換技術に関する法的問題点についての論文集』14 - 25頁（4月）

**判例評釈**：「登録商標付き印刷用インクボトルのインク詰替えと商標権侵害 - リソグラフ事件 - 」知財管理55巻8号1117 - 1128頁（7月）

**講演**：「問題整理：コンテンツ流通と知的財産法」情報知財フォーラム - コンテンツ流通と特許工学・MOT - ，京都大学21世紀COEプログラム（情報知財交流センター），品川パナソニックビルホール（3月）

**講演録**：「商標法における稀釈化（ダイリューション）規制」商標懇22巻84号3 - 25頁（1月）

**パネル討論**：京都大学における学術情報基盤と知財，情報知財フォーラム - コンテンツ・アーカイブと知財 - ，京都大学21世紀COEプログラム（情報知財交流センター），京都大学時計台記念館（9月）

#### 村上弘教授

**共著書**：『新修・神戸市史・行政編』（神戸市，

12月)

**コメント:** 関西大学法学研究所シンポジウム, 関西大学法学研究所, 関西大学 (1月)

**その他:** 『京都市政史』編纂作業, 京都市歴史資料館 (通年)

#### 山田泰弘助教授

**共著書:** 浜田道代編『キーワードで読む会社法』240 - 253頁 (有斐閣, 12月)

**判例研究:** 「投資取引における従業員の不当勧誘に関する取締役の第三者責任」立命館法学299号513 - 578頁 (立命館大学法学会, 6月)

**講演・解説:** 「会社法制の現代化について - 監査役監査の観点からの解説と留意点 - 」日本監査役協会北陸地区懇談会, 日本監査役協会中部支部, 金沢都ホテル (5月)

「会社法制の現代化のポイントとその対処」近畿税理士会研修会, 近畿税理士会, 近畿税理士会館 (8月)

「小規模閉鎖会社における新会社法の利用」近畿税理士会吹田支部研修会, 近畿税理士会吹田支部, 吹田サンクスホール (11月)

「新会社法の解説 - 閉鎖会社法制を中心に - 」京都府行政書士会第1回新会社法研修会, 京都府行政書士会, 京都府中小企業会館 (11月)

#### 吉田美喜夫教授

**論文:** 「タイの「労働関係法」による労使関係の法規制」立命館法学298号431 - 471頁 (立命館大学法学会, 3月)

「管理監督者に関する裁判例の分析 (厚生労働省委託研究)」管理監督者の実態に関する調査研究報告書28 - 33頁 (日本労務研究会, 3月)

「タイの社会変動と労働法の展開過程」立命館法学299号110 - 180頁 (立命館大学法学会, 6月)

**講演:** 「低の労働統制・労働事情」民主法律協会, 大阪府立労働センター (1月)

「看護労働と労働時間規制」京都医労連, パルルプラザ京都 (5月)

「タイの労働事情と労働統制の特徴」大阪労働者弁護団, 大阪労働弁護団本部 (9月)

#### 吉村良一教授

**著書:** 『不法行為法 (第3版)』 (有斐閣, 3月)

**論文:** 「環境民事訴訟」日本弁護士連合会編『ケースメソッド環境法』12 - 28頁 (日本評論社, 3月)

**判例評釈:** 「水俣病国家賠償訴訟 (最判平成16年10月15日民集58巻7号1802頁)」民商法雑誌132巻3号390 - 404頁 (有斐閣, 6月)

**判例解説:** 「民法724条後段所定の除斥期間の起算

点」ジュリスト別冊平成16年度重要判例解説84 - 85頁 (有斐閣: 6月)

**書評:** 宮澤俊昭『環境法における私法の役割』法律時報77巻4号80 - 84頁 (日本評論社, 4月)

**学会報告:** 「「新しい公共圏」と私法理論」民主主義科学者協会法律部会学術総会, 民主主義科学者協会法律部会, 岡山大学 (11月)

#### 和田真一教授

**共著書:** 『新民法教室 債権 [第3版]』37 - 60頁 (法律文化社, 4月)

**論文:** 「テレビ報道による名誉毀損の成否 - 所沢ダイオキシン類汚染報道」法学教室294号別冊付録判例セレクト2004 23頁 (3月)

「学術書における裏付け確認 - 南京事件・京都師団関係資料集事件 - 」メディア判例百選158 - 159頁 (12月)

#### 渡辺惺之教授

**共著書:** 木棚照一・松岡博・渡辺惺之『国際私法概論 (第4版)』第5編 国際民事訴訟法の部分改訂251 - 320頁 (有斐閣, 10月)

**翻訳:** (共訳) 渡辺惺之・吉川英一郎・北坂尚洋編訳『英和对訳アメリカ連邦民事訴訟規則』(レクシスネクシスジャパン, 5月)

**論文:** 「父母間の国際的な子の引渡紛争」判例タイムス1189号65 - 79頁 (判例タイムズ社, 11月)

「外国裁判所による訴訟差止め判決 (命令) の送達と内国公序」石川明・石渡哲編『EUの国際民事訴訟判例』191 - 201頁 (信山社, 12月)

**講演:** 「法例改正要綱中間試案 (2005/4) の概要」大阪弁護士会国際部会, 大阪弁護士会 (国際部), 大阪弁護士会館 (4月)

**学会報告:** 「Some Recent Developments in International Intellectual Property Disputes in Japan」ANJels, シドニー大学 (2月)

「日本の知財改革の最近の状況」韓国デジタル財産学会, Kyonghi大学, ソウル (5月)

**研究会報告:** 「夫婦間における国際的な子の引渡紛争」関西家事事件研究会, 大阪家庭裁判所 (7月)

「職務発明の報酬と外国特許を受ける権利」大阪弁護士会涉外実務研究会, 大阪弁護士会館 (7月)

「外国訴訟差止命令」関西国際私法研究会, 大阪大学 (10月)

Media  
Coverage

## 学术交流・研究活動

(2005年12月～2006年3月)

## 法学部定例研究会：

- 05年12月2日 公法研究会：小川真氏「NPO政策の検討 - よりよい協働システムの構築に向けて -」、山根正稔氏「原告適格論の考察 - 行政事件訴訟法改正後の動向をにらんで -」、一本木勇策氏「国連憲章第51条における『武力攻撃』の行為主体性」(仮題)、白石英之氏「緊急事態における国際人権法と人道法の交錯」
- 05年12月2日 民法法研究会：河合杏子氏「消費者団体訴訟制度」(仮題)、丸山千恵氏「消費者問題としての欠陥住宅問題 - 名義貸しにおける建築士の責任を中心に -」(仮題)、藤田恭平氏「貸金業規正法43条を中心とした判例の検討」、舟串寿映氏「国際的な労働関係における労働契約の準拠法」、松田フジ氏「規制緩和とタクシー労働者の労働条件」、山口礼氏「ホワイトカラーの働き方と時間規制」、坂井健人氏「生殖補助医療技術とその利用に関しての問題点に対する考察」、國松正義氏「扶養と相続 - 「嫁」の扶養と寄与を考える」、本間美鈴氏「祖父母の面接交渉権」、松井良雄氏「新破産法における否認権の取り扱い」、上野嘉敬氏「証券化における倒産隔離について」(仮題)、加藤幸氏「訴訟告知と参加的効力」、金麗玉氏「敵対的買収と防御策に関する一考察 - 新株及び新株予約権発行をめぐる議論 -」、島田正史氏「印刷用書体の法的保護」、石川梨絵子氏「企業の違法行為抑止システムの構築：改正独禁法を素材にハードコアカルテルにかかる課徴金問題を論じる」、森川智晃氏「ネット上のビジネスモデルに付随する著作権保護のあり方」、小西真耶氏「入札改革」
- 05年12月2日 政治学研究会：比嘉宗平氏「ワークフェアと福祉国家類型論」(仮題)、倉松宏樹氏「W・コノリーの政治思想」
- 05年12月8日 刑法法研究会：山森美里氏「修復的司法と社会的支援」、河田真紀子氏「少年非行にどう向き合うか」
- 05年12月9日 国際学术交流研究会：Moon-Hyuck Ho氏「韓国における法曹養成」
- 05年12月9日 公法研究会：森洋将氏「表現の自由とテレビコマーシャルの自主規制」(仮題)、中村達行氏「投票価値の平等」、上田博亮氏「仮の救済制度の拡充に関する考察 - 行政事件訴訟法改正による執行停止制度の拡充について」、金山昌弘氏「財政法4条の理想と現実」、藤澤江里子氏「京都の景観法政策上の課題 - 景観法制定を踏まえて」、山西富喜氏「行政介入型義務づけ訴訟の要件緩和について」
- 05年12月9日 民法法研究会：松久和彦氏「ドイツにおける夫婦財産制の検討 - 剰余共同制の限界と問題点」、村上康司氏「企業価値とその判断者」
- 05年12月16日 刑法法研究会：吉井匡氏「イギリス刑事裁判における「手続きの濫用」と「訴訟中止」」、中原寛美氏「電脳空間(サイバースペース)欲望・犯罪と法の間」
- 05年12月16日 民法法研究会：中井佑次氏「不動産賃貸借の時効取得」、大川知恵氏「法定地上権 - 更地の場合を中心として」、長畑達哉氏「譲渡担保への仮登記担保法の類推適用 - 受戻権を中心に -」(仮題)、上野嘉敬氏「証券化における倒産隔離について」(仮題)
- 05年12月17日・18日 国際シンポジウム：「人間の安全保障と国際社会のガバナンス」
- 05年12月20日 国際学术交流研究会：Helmut Ruessmann氏「Transborder of Contract of Sales and Dispute Settlement」
- 06年1月13日 吉川義春教授退職記念講義：吉川義春氏「法と人と裁判と」
- 06年1月13日 山口幸二教授退職記念講義：山口幸二氏「ことばは誰のものか - 開かれた『ことばと文化』に向けて -」
- 06年2月2日 国際学术交流研究会：Peter Hanau氏「Employment of foreign workers and Social Equity - The German experience -」
- 06年2月2日 言語科学と英語教育研究会：堀田秀吾氏「商標と認知的負荷：実証的研究」
- 06年2月4日 冬季学術シンポジウム：「転換期の国民国家 - 「統合」と「分離」の位相 - 中谷義和氏

## 「グローバル化と民主的ガバナンス」

- 06年 2月14日 民事法研究会：小山泰史氏「専用実施権を設定した特許権者がその特許権に基づく差止請求をすることの可否（最二小判平成17年 6月17日民集59巻 5号1074頁判時1900号139頁）」
- 06年 2月16日 民事法研究会：呉慧建氏「コンピュータ・ソフトウェアの法的保護に関する日中比較」
- 06年 2月20日 ジェンダー研究会：二宮周平氏松本克美氏「アメリカにおける女性と人権をめぐる法曹養成教育・裁判所・NGO等との連携についての調査報告」
- 06年 3月24日 民事法研究会：小山泰史氏「賃借建物の通常の使用に伴い生ずる損耗について賃借人が原状回復義務を負う旨の特約が成立していないとされた事例」最判平成17年12月16日裁判所時報1402号6頁（LEX/DB28110086） 大河純夫氏「債権・債務の共同的帰属形態の判断方法について」

新

刊

図

書



『極刑 死刑をめぐる  
一法律家の思索』  
スコット・トゥロー 著  
指宿 信ほか 訳  
岩波書店 2005年11月発行  
¥1,785（税込）



『現代国家と市民社会 - 21世紀の公共性を求めて  
MINERVA人文・社会科学叢書 立命館  
大学人文科学研究所研究叢書 (109)』  
中島茂樹 ほか 編著  
ミネルヴァ書房 2005年11月発行  
¥4,410（税込）



『相続・贈与と税の判例総合解説』  
判例総合解説シリーズ  
三木義一 著  
信山社 2005年12月発行  
¥3,045（税込）



『国際人権条約・宣言集』  
松井 芳郎、薬師寺 公夫、  
徳川 信治 ほか 編集  
東信堂 2005年12月発行  
¥3,990（税込）



『リーガル・リサーチ』  
いしかわまりこ ほか 著  
指宿 信ほか 監修  
日本評論社 2005年12月発行  
¥1,575（税込）



『一問一答民事再生の実務  
平成17年の法改正までを完全網羅!!』  
小松陽一郎 ほか 著  
経済法令研究会 2006年 2月発行  
¥4,725（税込）



**RITS**  
Ritsumeikan  
University

## 編集後記

2005年度最後の号を無事発行することができました。法科大学院・法学部および法学研究科、全体として、多忙ながら充実した研究が続く1年であったと思います。去る12月17・18日には、科研費Sの研究最終年度の総括として、国際シンポ「人間の安全保障と国際社会のガバナンス」が開催され、内外から多くの参加者を得、盛況のうちに幕を閉じることができました。他方、いよいよこの5月には第1回の新司法試験が実施されます。また、来る秋には、法科大学院が二条朱雀キャンパスへ移転し、法学部の衣笠キャンパスとの新たな連携の時代が始まります。今後とも、関係各位の皆様のご協力のご支援、どうかよろしくお願い申し上げます。

法学部研究政策委員長 小山 泰史

立命館ロー・ニュースレター

第44号(2006年3月)

編集:立命館大学法学部

ニュースレター編集委員会

発行:立命館大学法学部研究委員会・

立命館大学法学会

〒603-8577 京都市北区等持院北町56-1

TEL. 075-465-1111(代)

FAX. 075-465-8294

URL. <http://www.ritsumei.ac.jp/acd/cg/law/lex/default>